

1. 企業誘致の主体

	中央政府レベル	広域レベル	州（米・英・独）・県（政令指定都市）レベル	郡・市町村レベル
日本	<ul style="list-style-type: none"> 政府（対日投資会議） <ul style="list-style-type: none"> - 情報収集、方針策定 通商産業省 - 企画立案 経済企画庁 - 対日投資会議運営、情報収集 日本貿易振興会（JETRO） <ul style="list-style-type: none"> - 内外での誘致活動 (株)対日投資サポートサービス（FIND） - 外資系企業支援 政府系金融機関等 <ul style="list-style-type: none"> - インセンティブ供与 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、電力会社、地方通商産業局、地元財界等をメンバーとする、電力会社営業地域または地方通商産業局管内レベルの広域誘致組織。 例：北陸国際投資交流促進会議 中国地方企業誘致連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、政令指定都市内企業誘致セクション 都道府県、政令指定都市及び地元財界等の出資による団体。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が進出企業に対する支援を行う。
米国	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府は企業誘致には関与しない 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に州が連携して企業誘致を行うことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 州政府 電力会社、ガス会社等民間企業 	<ul style="list-style-type: none"> 郡、市 複数の郡・市の地方団体、民間企業による経済開発同盟（アライアンス）が誘致活動及び進出企業に対する支援を行う。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 貿易産業省（DTI） - 企画立案 貿易産業省対英投資局（IBB） - 企画立案、内外での誘致活動、進出企業支援 在外大使館、領事館 <ul style="list-style-type: none"> - 在外企業誘致活動 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の州（county）をまとめる地域の開発公社により内外における企業誘致活動が行われている。 例：北イングランド開発公社 イーストミッドランズ開発公社	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府と州の出資による開発公社。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（districts）が進出企業に対する支援を行う。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府は企業誘致には関与しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に州が連携して企業誘致を行うことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 州政府 - 企画・立案 州政府出資の公社 - 企画・立案、誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 郡、市 複数の郡、市の連携組織（REMINEX）

2. 誘致目的と方針

	中央政府レベル	広域レベル	州（米・英・独）・県（政令指定都市）レベル	郡・市町村レベル
日本	<ul style="list-style-type: none"> 国内経済の活性化、消費者の選択幅の拡大、世界に開かれた経済社会の形成。 規制緩和等、対日投資環境の整備。インセンティブの企画、供与。 情報収集・提供、誘致対象企業の探索（JETRO）。外国・外資系企業の事業支援（FIND）。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立的な地域経済の発展が目的とされ、域内都道府県への情報提供、対外PR等が行われている。 地域の公益増進の観点から、電力会社等公益企業による情報提供、資金協力が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業構造の転換、人口流出抑制、過疎地域振興等の観点から、企業誘致は地域産業政策上非常に重要な位置づけを与えられている。 ただし、外国企業誘致については、地域からの要請も含め、自治体の方針として重要との認識が一般的になっていない自治体も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、県の誘致活動に関連して、市町村の所轄事項に係る企業からの要望等に対応する。
米国	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府は企業誘致に関わらない。 		<ul style="list-style-type: none"> 1980年代のリセッション後から、地域の失業者対策を目的として企業誘致が重要施策となる。 現在は、失業対策より、産業転換と所得水準向上、州内低開発地域での雇用創出が目的。 地域電力会社等は、地域の産業発展への貢献、顧客開拓の観点から州の企業誘致に協力。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済開発のために自主的に企業誘致を実施。 州と連携。郡・市町村レベルが独自に外国企業誘致を行っている州もある。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 産業構造が転換する中で生じた、失業の増加、地域経済の低迷等の問題を解決するため。 国（IBB）は英国として戦略的に重要な投資を重点的に支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業転換による失業の解消。 各地域の活性化のために独自に外国企業誘致を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業転換による失業の解消。 基本的には、中央政府が英国を、広域機関が広域地方の誘致セールスを行い、その後州レベルで州の誘致セールスを実施する。 州レベルでも、州の経済活性化のために独自の企業誘致を行っている。 	
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府は企業誘致に関わらない。 低開発地域、産業構造転換が必要な地域等への企業誘致については連邦政府によるインセンティブが設けられている。 		<ul style="list-style-type: none"> 産業構造転換による失業の解消。独では経済開発は州の責務であり、企業誘致には州が主体的な役割を担う。 企業誘致の先導的役割。企業とのコンタクトが深化するに従い、誘致主体は市レベルへ移行。州は企業と市を橋渡しする役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済発展が目的。

3. 外国企業誘致体制

	中央政府レベル	広域レベル	州（米・英・独）・県（政令指定都市）レベル	郡・市町村レベル
日本	<ul style="list-style-type: none"> 海外での誘致対象企業探索、日本への誘致情報の提供はJETROが担当。 日本への進出に関心を示す企業の対日進出支援は、FINDが担当。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域レベルの都道府県連合組織において、海外でのPRが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の企業誘致セクションが在外企業誘致を担当。外国企業誘致専門セクションを設ける自治体もある。 一般的に誘致担当者は自治体職員。民間企業の海外業務経験者を採用し外国企業誘致担当としている自治体もある。 企業誘致のための在外拠点を設けている自治体は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国企業誘致が意識的に行われている自治体はほとんどない。 市町村の関係セクションが県等の外国企業誘致団体等からの要請により、必要に応じて誘致企業の問題解決に対応。
米国			<ul style="list-style-type: none"> 州商務省の企業誘致部門が担当。外国企業誘致専門セクションを設けている場合もある。 外国企業誘致のために海外事務所を設置（日本には33の州が在日事務所を設けている）、海外事務所が誘致対象企業の探索、現地での誘致活動を実施。 州政府および在外事務所とも、誘致担当者は専門家として位置づけられているうえ、20年以上も業務に従事している者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 郡・市、商工会議所、及び郡・市レベルの（複数の）地方団体、民間企業が共同出資した非営利の経済開発団体（alliance）が担当する。 各団体の誘致担当者は、産業開発・企業誘致のための公的資格保有者等の専門家。 誘致対象企業の探索から進出企業に対する支援、アフターケアまで役割は様々。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 各国大使館内のIBB担当が外国企業誘致を担当している。 英国への進出に関心を示す企業の対英進出支援は、IBBが中心となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各広域地域開発公社の在外拠点が外国企業誘致活動を行っている。 開発公社には、地域内の全ての情報が集約されている。また様々な業種・分野の専門家が在籍し、企業の進出に際しての課題を把握しその問題解決を無料で行う（サプライヤーの紹介等）。 建築や会計などについても専門家が情報提供を行う。 地域の自治体や大学も協力して活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 州の開発公社でも、海外に事務所を持ち誘致を行っているケースがある。 州によっては、海外のコンサルタント等に企業探索誘致活動を委託する場合もある。 企業の対州進出に係る問題解決や進出後のアフターケアを実施している。 	
ドイツ			<ul style="list-style-type: none"> 州や州の出資した公社が外国企業誘致を担当。 在外拠点を設け、外国企業誘致を行っている。 企業の対州進出に係る問題解決や進出後のアフターケアを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 郡・市及び郡・市の経済開発団体が企業誘致を担当する。 地域への進出に関心がある企業への支援及び進出後のアフターケアを実施。

4. 地域への進出に関心のある企業の探索（主体・方法）

	中央政府レベル	広域レベル	州（米・英・独）・県（政令指定都市）レベル	郡・市町村レベル
日本	<p>【政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対日投資を歓迎する声明の発表。 <p>【JETRO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外でのアンケート ・PR 活動 	<p>【地方通商産業局レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外への PR（外国誌への広告掲載等） 	<p>【都道府県・政令指定都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外企業から誘致対象企業を探索している自治体は少なく、通常在日外資系企業誘致が行われている。 ・在外企業を誘致対象としている自治体においても、海外の事務所で誘致を行っている自治体は少なく、日本からの出張ベースで誘致企業の探索が行われている。 ・アンケート、DM、外国誌への広告掲載、国内外でのセミナーや投資ミッション等の実施。 ・外資系企業らの口コミや外国企業の対日進出支援機関（JETRO、FIND 等公的機関、金融機関等の民間企業）から情報を入手。 	
米国			<p>【州政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事務所で誘致活動を実施。事務所を設置していること自体が州のPR。州政府の誘致担当者も外国企業の探索を行っている。 ・新聞記事等公開情報のほか、在日事務所の独自のネットワーク等から誘致対象先企業を発掘。 <p>【電力会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業、外国企業の在米子会社、日本領事館、外資系銀行等に当地への進出に関心を持つ企業の紹介を依頼している。 ・州が海外に派遣する投資誘致ミッションに参加するほか、自らも海外へ出向き対象企業の探索・発掘を行っている。 	<p>【郡・市のアライアンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州への進出に関心を持つ外国企業の情報を州政府や州政府の在外事務所から入手するほか、地域によっては独自に電力会社、建設会社、個人的なネットワークを駆使して、地域への進出に関心のある企業を探索している。
英国	<p>【IBB 及び在外英国大使館 IBB 担当セクション】</p> <p>対内投資を歓迎する姿勢の表明（一貫性、真摯に扱う）</p> <p>対内投資が魅力的になる経済環境づくり</p> <p>PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済大臣等を派遣したセミナー、投資誘致ミッションの派遣。 ・PR資料の作成、配布（日本では毎年7,000部程度を企業に配布）。 	<p>【広域地域開発公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外事務所が、新聞記事などの公的な情報のほか、在日事務所の独自のネットワーク等から誘致対象先企業を発掘。 ・在外大使館から在外事務所へも対英投資に関心のある企業の情報が入る。 	<p>【州政府（州開発公社）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州の開発公社の在外事務所がPR及び企業探索活動を行っている。 	
ドイツ			<p>【州経済振興公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な広報宣伝活動により、投資家の州への関心を高める。 ・州経済振興公社の本部及び在外事務所が、企業を探索。 ・海外での投資誘致セミナーの開催や投資誘致ミッションの海外への派遣。州の閣僚や財界等が海外の行政・財界と定期的なコンタクトをとり、親密な関係を醸成・維持している。 	

5. 地域への進出に関心のある企業の地域への導入・進出後のフォロー（主体・方法）

	中央政府レベル	広域レベル	州（米・英・独）・県（政令指定都市）レベル	郡・市町村レベル
日本	<p>【JETRO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 <p>【FIND】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国企業の対日進出を総合的に支援している。 		<p>【都道府県・政令指定都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘致担当セクションが窓口となる。 ・ 情報提供や事業用地・オフィスの紹介・斡旋。インセンティブの提供。外国人従業員の生活支援。 ・ 諸手続き、提携先の斡旋（外注先、販売先）、雇用（従業員の採用、教育等）については自治体の誘致担当窓口が支援を行うほか、関連セクション及び地域の関連機関を紹介。 ・ 進出企業との情報交換が行われている。 	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の住居の確保、インフラ整備等について進出企業や都道府県の要請により対応。
米国			<p>【州政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘致担当セクションや専任担当が、企業に対する様々な支援や進出条件交渉を一元的に実施する。 ・ 在外事務所は企業の要請に基づき、迅速に資料を提供する（オーダーメイド）。州政府（専任担当）は在外事務所の要請により、電力会社や郡、商工会議所等が備えている地域の情報を収集し、在外事務所経由、企業に情報提供を行う。 ・ 事業用地については、州政府にある事業適地リストから、企業の望む事業用地を紹介する。 ・ インセンティブの提供。 ・ 具体的な企業が関心を示した場合、州や郡・市の首長がトップセールスを行う。 ・ 地域への進出が確定してからは、企業が直面する様々な経営課題や従業員の生活に関わる問題解決に努力する。 <p>【電力会社等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が求める資料の作成や州政府の誘致活動への資金負担を行う。 	<p>【郡・市のアライアンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州政府や在外州政府事務所が探索した企業に対するPR活動や、首長の訪問等により、地域への関心を高める。 ・ 地域への進出確定後、様々な経営課題や従業員の生活に関わる問題解決に努力する。 <p>【商工会議所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に進出する企業を歓迎する。 ・ 企業の望むインセンティブの供与を州や郡に働きかける。 ・ 従業員の生活に関わる問題解決に努力する。日本人補習校設立寄付金を拠出する団体もある。
英国	<p>【IBB 及び在外英国大使館 IBB 担当セクション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一元的窓口として、対英進出に関心のある企業に対し総合的な支援を行う。 ・ 広域地域や州等と連携、調整しきめ細かい支援を行う。 ・ インセンティブを柔軟に供与（ネゴベース）。 	<p>【広域地域開発公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連情報の収集、大学や地域の専門家等と連携している。 ・ 地域開発公社は情報提供や専門家の紹介等を無料で実施し、企業の対英投資が順調に立ち上がるよう関係者をまとめあげる。 ・ サプライヤーの紹介や従業員のトレーニングを実施。 ・ インセンティブの供与（国よりも柔軟に供与できる）。 	<p>【州政府（州開発公社）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央レベルや広域地域レベルの企業誘致活動により、州への進出に関心を持つ企業が現れると、州として細かい問題解決に対応する。 ・ 現地視察のアレンジや、地域に関する情報提供、質問への回答等を行う。 ・ 事業用地の整備（用途変更、建築確認等）、州政府所轄業務に関わる問題解決に対応する。 	

ドイツ			<p>【州経済振興公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済振興公社は、欧州への投資に関心を持つ外国企業に対し、投資国の選定から、州への立地に至るまでの一貫した窓口となる。 ・ 土地の取得、雇用、規制・許認可取得等のサポートが州の経済公社で受けられる。 ・ 企業の要求に応じて具体的な情報提供を実施する。 ・ 進出企業が州政府に提出する申請書類の作成を銀行が代行する仕組みが設けられている州もある。 ・ 州の不動産開発団体や技術研究機関、投資銀行等が経済振興公社と連携して州進出企業を支援する。 ・ 進出後は、進出企業と情報交換を行い、必要に応じて州及び市町村がサポートを行う。 ・ 外国人従業員が自国同様に暮らせる雰囲気づくりが進められている（ドイツの生活に溶け込むことを求めるより、ドイツにいながら日本等進出企業の母国の生活が維持できる）。日系企業が多い地域では、ジャパンイヤーやジャパンウィークなど文化交流も促進されている。 	<p>【郡・市及び郡・市の経済振興公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家の関心が高まり、具体的な進出地域が固まる段階で、進出地域の自治体が、州の行う企業に対する支援に関わってくる。 ・ 州は、企業と進出地域自治体の間を取り持つ関係。 ・ 市町村の中には、独自に外国企業を誘致する場合もある（州が市町村の独自性を求めている場合もある）。
-----	--	--	---	--

6. インセンティブ

	中央政府レベル	広域レベル	州（米・英・独）・県（政令指定都市）レベル	郡・市町村レベル
日本	<p>特定対内投資事業者（外資比率 1/3 超の企業等の要件あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優遇税制、債務保証 等 ・外資比率 50%超 ・低利融資 <p>民活法による外資系企業支援施設整備 M & A 融資 JETRO、FIND による対日投資促進事業 外資系中小企業管理者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金補助 		<p>内外企業無差別の地域立地企業に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金（石川県：20 億円、福井県：16 億円等） ・低利融資（島根県：融資限度額 20 億円等） ・税金減免 	
米国			<p>【州政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定企業への現金供与は納税者の理解が得られず、補助金は一般的なインセンティブではない。 ・職業訓練、免税、インフラ整備等の他に、環境審査、低利融資等の様々な支援が、一括パッケージとして進出企業に提示される。 従業員候補に対する無償職業訓練 ・工場稼働前に、就労を希望する州民を州政府の予算で、募集し、職業訓練を施す。企業は訓練修了者から採用することができる。 州税の減免 ・収税は 10 年等長期にわたり減免される。 進出予定地のインフラ整備（道路・鉄道） ・州政府が高速道路からの取付道路の整備等を行う。 <p>【電力会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力料金の割引。（ジョージア電力等） 	

英国	<p>地域選別補助金 (RSA: Regional Selective Assistance)</p> <ul style="list-style-type: none"> EU との協議により定められた援助地域への投資に対して交付される補助金。 事業の経済性、雇用創出・維持、地域や英国経済への貢献等により、英国政府との交渉により補助金額が決まる。 E C S C (欧州石炭鉄鋼共同体) ローン 石炭、鉄鋼業が閉鎖し衰退している地域での新規雇用創出事業に対する融資。 エンタープライズゾーン 特に経済が停滞する地域を産業振興地域として指定(10年間有効)し、優遇措置を適用(固定資産税の課税免除、各種許認可の簡素化等)。 T E C s (職業訓練評議会、Training and Enterprise Councils) 進出企業に合わせたトレーニングパッケージを作成し訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、免税等のインセンティブを供与する権限はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、免税等のインセンティブを供与する権限はない。 	
ドイツ			<p>地域選別補助金 (R S A)</p> <ul style="list-style-type: none"> EU との協議で指定された地域への投資に対しては、投資額の18%を上限として補助金が交付される。 州の予算による補助金 労働者の訓練 労働局が個別企業に合わせて、プログラムを作成。 企業の事業立ち上げ支援 専門家の派遣(ある日系企業に対しては、4年間無料で企業設立に関するコンサルタントが派遣された)。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の進出後、インフラ(駅や道路)が企業の要望により整備される。